

保険・年金 フォーカス

NY州がPBR(プリンシプル・ベースの責任準備金評価)採択の方針を表明 —必要な責任準備金保護手段設定のための ワーキンググループを設立—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

米国における PBR (プリンシプル・ベースの責任準備金評価: Principle Based Reserving)制度の導入を巡る動きについては、保険年金フォーカス「[米国 PBR \(プリンシプル・ベースの責任準備金評価\) 制度の動向—ついに、2017 年からスタートか—](#)」(2016.4.18) (以下「前々回の保険年金フォーカス」という) で報告した。その中で、「PBR 制度が効力を発するためには、各州が、一定の要件を満たす形で、標準責任準備金法等の改正に関する NAIC(全米保険監督官会議)のモデル法を採択する必要があったが、各州の採択が進んで、4 月上旬の時点において、改正法が効力を発するための数的要件が満たされた。」ことを報告した。

さらに、保険年金フォーカス「[米国 PBR \(プリンシプル・ベースの責任準備金評価\) 制度の動向 — NAIC が、2017 年からの実施を採択—](#)」(2016.6.21) (以下「前回の保険年金フォーカス」という) で、各州の採択内容が NAIC のモデル法と「実質的に同等」である、との要件の確認も行われ、「2017 年 1 月 1 日から、PBR 制度がスタートする」こととなった、と報告した。

ところが、この段階では、最大規模の収入保険料を有するニューヨーク州がいまだ NAIC のモデル法を採用するかどうか不透明で、これはニューヨーク州で事業展開する保険会社を不安定な状況におくことになる懸念がもたれていた。

7 月 6 日に、ニューヨーク州の DFS(Department of Financial Services:金融監督局)の局長である Maria T. Vullo 氏が、「DFS は、2018 年 1 月から、その規制下にある生命保険会社に対して、プリンシプル・ベースの責任準備金評価 (PBR) 制度を採用する」こと及び「必要な責任準備金保護手段を設定する上で DFS を支援するために、業界と消費者の代表から構成されるワーキンググループを招集した」と発表した。

今回のレポートでは、①7 月 6 日に、DFS がプレス・リリースした内容、②PBR を巡るニューヨーク州の方針に関してのこれまでの経緯及び③NAIC の「2017 年 1 月からの PBR 実施」の公表を受けての保険業界への影響に関する Fitch の報告書の内容、について報告する。

2—ニューヨーク州の DFS のプレス・リリースの内容

7月6日にニューヨーク州の DFS がプレス・リリースした内容は、以下のとおりである。

DFS TO ADOPT PRINCIPLE-BASED RESERVING FOR LIFE INSURERS IN 2018

(DFS は、2018 年に、生命保険会社のためのプリンシプル・ベースの責任準備金評価を採用する)

DFS は、適切な保護手段を設定する上でのインプットを求めることになる。

金融監督局長の Maria T. Vullo 氏は本日、DFS は 2018 年 1 月から、その規制下にある生命保険会社のためのプリンシプル・ベースの責任準備金評価 (PBR) を採用し、必要な責任準備金保護手段を設定する上で DFS を支援するために、業界と消費者の代表から構成されるワーキンググループを招集した。」と発表した。

「ニューヨーク州のプリンシプル・ベース責任準備金評価の採用は、州を保険規制の最前線に維持することになる。」と金融監督局長の Maria・T. Vullo 氏は述べている。「DFS は、ニューヨーク州の保険市場は財務的に安全で健全であり、保険契約を支える責任準備金が消費者を保護するために適切に設定されていることを確認し続ける。」

今回のアクションは、米国の生命保険市場の約 80% を占める 45 の州で採用された規制基準と同一歩調を取るようになる。ニューヨーク州は、堅牢なソルベンシー保護手段と消費者の保護及び保険規制のリーダーとして長い歴史を有している。この歴史と整合的に、監督局長は、ニューヨーク州が米国において最も堅牢なソルベンシー保護を持ち続けていることを確実にするために、適切な責任準備金保護手段を設定する上で、DFS へのインプットを提供するために、州のビジネスと地理的多様性を代表するニューヨーク州に深いルーツを持つ 6 つの国内の生命保険会社と消費者代表からなるワーキンググループを設定した。ワーキンググループは、会社の経験に関わらず、消費者に販売する全ての商品のための最低限の責任準備金フロアーの開発を支援する。

ワーキンググループのメンバーは以下のとおり。

- Mark Pearson, Chairman & CEO – AXA Equitable Life Insurance Company
- Deanna Mulligan, President & CEO – The Guardian Life Insurance Company of America
- Maria R. Morris, Executive Vice President, Global Employee Benefits – Metropolitan Life Insurance Company
- Ted Mathas, Chairman & CEO – New York Life Insurance Company
- Bruce W. Boyea, Chairman, President & CEO – Security Mutual Life Insurance Company of New York
- Roger W. Ferguson, Jr., President & CEO – Teachers Insurance & Annuity Association of America (TIAA)

- Birny Birnbaum, Executive Director – Center for Economic Justice
- Kristen McManus, Senior Program Specialist, Advocacy - AARP

PBR は、会社が、ニューヨーク州の DFS によって設定される厳格なガイドラインの範囲内で、会社の特定の商品に合わせてより密接に調整されている信頼できる経験に基づいて責任準備金を保持することができるように設計されている。2018 年の目標実施日は、DFS が、業界のソルベンシーを保護し、米国全体の規制の統一性を確保するために、PBR を実施するための NAIC の努力の一環として、他の州の規制当局と関わり、適切にそのコンポーネントをキャリブレートし続けることを許容する。

以上のように、DFS は、

- ①2018 年 1 月から、その規制下にある生命保険会社に対して、プリンシプル・ベースの責任準備金評価（PBR）制度を採用すること
- ②必要な責任準備金保護手段を設定する上で DFS を支援するために、業界と消費者の代表から構成されるワーキンググループを設立したことを公表している。

3—PBR を巡るニューヨーク州の方針に関するこれまでの経緯

今回、ニューヨーク州が PBR を採択するとの表明を行ったことは、ニューヨーク州の方針の転換を示している。

1 | ニューヨーク州の金融監督局長の交代

現在の Maria Vullo 氏の前の局長であった Benjamin Lawsky 氏は、「PBR は、会社の責任準備金要件を弱めるので、それを採用することを拒否する。」ことを声高に述べていた。

PBR の導入により、定期保険に対する XXX 規制や 2 次保証付ユニバーサル生命保険（ULDG）に対する AXXX 規制で求められている責任準備金の積立額を減らすことができることになる。

Benjamin Lawsky 氏の下でのニューヨーク州は、PBR が会社の恣意性に基づいて評価され、不適切で不十分な積立に繋がる懸念があることから、まずはトライアル・ベースで導入すること等を提案していた。

Benjamin Lawsky 氏は 2015 年 6 月に 4 年間の任務の後に退任した。その後 Anthony Albanese 氏が秋まで代理を務めていたが、Andrew Cuomo ニューヨーク州知事との考え方の相違があり、2016 年 1 月に退任している。Maria Vullo 氏は、その後任として、1 月に代理に任命されて、その職務を果たしてきた。そうした代理としての職務実績を踏まえて、ニューヨーク州は、6 月 15 日に、Maria Vullo 氏を、新たな監督局長に任命している。これを受けて、有名な Benjamin Lawsky 氏の後任として、Maria Vullo 氏がどのような手腕を示すのかが大変注目されていた。

2 | 今回の方針変更

ニューヨーク州は、保険料収入で 9% を占める米国最大の州である。一方で、前々回の保険年金フォーカスで述べたように、いくつかの規制において、特殊な取扱いを行っているケースを有している。

このため、ニューヨーク州の PBR に対するスタンスは極めて注目されていた。

ニューヨーク州で契約を引き受けている多くの保険会社は、既にニューヨーク州に子会社を設立して、事業を行っている。従って、PBR 制度へのニューヨーク州の対応の結果がどのような形になろうとも必ずしも大きな影響を与えるものでもない、との考え方もあったが、今回の方針表明で、ニューヨーク州も PBR を採択する方針であることが確認されたことは、業界に安心感を与えることになったものと思われる。

そもそも、ニューヨーク州と並んで、カリフォルニア州も、以前は Dave Jones コミッショナーの下で PBR の採用に反対していたが、カリフォルニア州の保険会社が、新しい制度を監督するのに十分なアクチュアリーを確保するための資金を保険局に提供することに同意したことから、採択に同意している。

前回の保険年金フォーカスで報告したように、既に 45 州が採択して、6 月 13 日に NAIC が「2017 年からの PBR の実施」を採択したことで、ニューヨーク州の立場が孤立した状況になっていた。

こうした状況を踏まえて、ニューヨーク州だけが PBR を採用していないことによって、却って、その規制が弱いのではないかとの批判を受けることをかわすためにも、今回の PBR の採択は不可避であった、と思われる。

3 | 今回の方針変更を受けての今後の動向

ただし、ニューヨーク州は無条件で PBR を採択する方針を示したわけではなく、あくまでも、「業界や消費者代表を含むワーキンググループを設定して、『必要な責任準備金保護手段を設定する』上で DFS を支援する」とし「会社の経験に関わらず、消費者に販売する全ての商品のための最低限の責任準備金フロアの開発を支援する。」としている。

このワーキンググループでどのような検討が行われていくのかが、今後の焦点となってくる。ワーキンググループには、ニューヨーク州を本籍州とする大手生命保険会社が含まれていることから、業界側の意見も一定反映された形で検討が行われていくことが期待されることになる。

ただし、『必要な責任準備金保護手段を設定する』の意味するところが、十分には明確でなく、この内容によっては、引き続き他の州に比べて、厳しい規制が課され、状況によっては、追加の責任準備金積立を求められることになるかもしれない。

さらには、導入時期についても、NAIC やこれまでの 45 州が想定している 2017 年からではなく、1 年遅れの 2018 年からとしており、この点も上記のワーキンググループの検討状況によっては、不透明になってくることも懸念されることになる。

4—業界からの反応

今回のニューヨーク州のプレス・リリースに対する業界からの反応として、LICONY(Life Insurance Council of New York:ニューヨーク州生命保険協議会)の会長兼 CEO の Mary Griffin 氏は、その声明の中で、以下のように「今回の公表を歓迎する」意向を述べている。

「ニューヨーク州における PBR の実施が、この州における規制基準が、NAIC によって採択され、45 の州で実施される基準と同歩調を取ったものとなる、との認識は、歓迎されるニュースである。」

「我々は、2018年までにニューヨーク州において統一的な実施が確保されるようにDFSと協業していくことを期待している。」

5—Fitch の報告書

NAICが「2017年1月からのPBR実施」の採択を公表した後に、格付会社のFitch Ratingsが報告書を発表しているが、これには、以下の意見が示されている。

- ・新しいプリンシプル・ベースの責任準備金評価(PBR)基準は、米国の保険会社にとって、「複雑な意味合い(mixed implications)」を有している。
- ・改定された責任準備金評価基準は、150年以上にわたる公式による責任準備金評価アプローチからの重要な発展(significant departure)を意味することになる。
- ・PBRは、業界の監督上の報告、資本、リスク管理、商品設計や価格設定に大きな影響を与える。
- ・全体の責任準備金や資本要件に与える影響は、新しいPBRが2017年1月1日以降の契約に対してのみ適用され、保険会社が3年間の移行期間等を使用することが想定されることから、短期的には限定的だが、長期的には重要なものとなる。
- ・定期保険や2次保証付ユニバーサル生命保険(ULSG)が最も影響を受けることが想定される。現在定期保険の超過XXX準備金をキャプティブに出再していない保険会社にベネフィットを与えることになるが、既にキャプティブを使用している会社にとっては、納税引当金の影響で若干のマイナスになる。
- ・ULSG商品への影響の程度は、不透明で、会社によって異なる。
- ・年金、医療保険や他の生命保険商品への影響は限定的なものとなる。
- ・超過XXX/AXXX準備金のファイナンスのためのキャプティブの使用は減少するが無くなりほしくない。
- ・大手の保険会社で、特に多くの定期保険を引き受けている会社は、PBRの採用に向けて迅速に動くことになるが、ユニバーサル保険にフォーカスしている会社の動きは遅くなる。小規模の保険会社は、PBR実施に必要とされるリソースの影響で不利になる。規模によるPBR採用の免除を選択した会社は価格設定において競争上のプレッシャーを受けることになる。
- ・長期的には、責任準備金の保守性が低下する可能性やその結果としての法定会計上の貸借対照表の弱体化、計算基礎率のロックフリー化による法定利益や資本のボラティリティの増加に対して、懸念している。
- ・2017年1月1日から、3年間の移行期間で、新たな生命表が採用されるが、これが全ての生命保険商品の責任準備金に対して重要な影響を与えることになる。

即ち、長期的には、責任準備金の保守性が低下することや収益等がボラティルになることに対する懸念が示されている。

6—まとめ

1 | 全体的には一歩前進

いずれにしても、その具体的な内容はともかくも、ニューヨーク州がPBRを採択する方針を示したことは、保険業界にとって望ましいことである。

これで、未だ採択していない他の州等も採択していくことが想定され、米国の全ての管轄地域で、PBR が採択されることになっていくものと想定される。

このように、ニューヨーク州の方針変更により、米国全体が基本的には同じ原則的な考え方に立った方向に動き出したことで、PBR はその実効性ある実施に向けての新たな段階に進んでいくことを意味することになる。今後は実施に伴う各種の課題解決に向けて、着実に取り組んでいくことが重要になっていくものと思われる。

具体的には、今回のニューヨーク州の PBR 採択方針の決定により、前々回の保険年金フォーカスで述べていた以下の5つの影響や課題のうちの「5 | ニューヨーク州の採択動向とそれが保険会社に与える影響」については、一定程度は回避できることが見込まれることになった。

(PBR 制度導入による影響と今後の課題([前々回の保険年金フォーカス](#)より))

- 1 | 「適正なサイズの責任準備金」の考え方には幅が存在
- 2 | キャプティブ活用の魅力の減退
- 3 | 責任準備金積立額の軽減効果
- 4 | 新たな PBR 制度と既存制度との並存による負荷の増加
- 5 | ニューヨーク州の採択動向とそれが保険会社に与える影響

また、これらの影響や課題のうち「2 | から4 | 」に関連する内容については、前述の Fitch の報告書でも触れられているとおりである。

2 | 今後の最大の課題

今回の PBR 制度の導入の最大の目標は、「生命保険商品のための責任準備金を決定する現在の定型的なアプローチを各契約の基礎にあるリスクをより密接に反映しているものに置き換えることによって、適正なサイズの責任準備金とする」ことにある。

その意味でも、今後は、上記の「1 | 「適正なサイズの責任準備金」の考え方には幅が存在」という点について、ニューヨーク州の対応も含めて、その具体的な取り扱いが最も大きな課題になってくるものと思われる。

このことが、Fitch の懸念に対する答えとなっていくことにもなる。

いずれにしても、PBR については、それが今後どのような形で統一的にワークしていくことになるのか等について、米国の生命保険会社だけでなく、日本や欧州を含めた世界の生命保険会社が深い関心を持って注目している。

その意味で、ニューヨーク州を初めとする各州やNAICでの今後の検討の動向については、引き続き注視していくこととしたい。

以上

¹ NAIC の情報によれば、55 の州及び管轄地域（米国 50 州、アメリカ領サモア、アメリカ領ヴァージン諸島、コロンビア特別区、グアム、プエルトリコ）のうち、6 月 1 日時点では、45 州が採択済、アラスカ、マサチューセッツ、ペンシルバニア及びコロンビア特別区が採択予定、ニューヨーク、ワイオミング、アメリカ領サモア、アメリカ領ヴァージン諸島、グアム、プエルトリコが採択予定も示していない状況となっていた。